

報告第2号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の  
専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

令和7年2月12日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の  
専決処分をしたことの報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により指定された  
損害賠償額の決定について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定に  
より報告する。

記

番号	相手	概要	賠償金額
			専決処分日
1	豊島区長崎 一丁目在住 個人	支払期日：令和6年8月15日 支払日：令和6年9月12日  ・学校会計年度任用職員の通勤費 の支払い遅延により、相手方に損 害を与えた。 (教育委員会事務局)	26円
			令和6年11月1日
2	杉並区松ノ木 二丁目在住 個人	事故日：令和6年6月5日 場 所：杉並区成田東一丁目  ・区立学校に勤務する教育職員 が、自転車で走行中、店舗から出 てきた相手方に接触し、右腕を負 傷させた。 (教育委員会事務局)	163,400円
			令和6年11月6日

3	杉並区南荻窪 一丁目在住 個人	事故日：令和6年6月26日 場 所：杉並区南荻窪一丁目	419,533円
		・信号のない交差点を庁有車で走行中、飛び出してきた相手方自転車と接触し、自転車及び所持品を損傷させるとともに、頭部、頸部及び左半身を負傷させた。 (危機管理室)	令和6年11月22日
4	杉並区和田 一丁目在住 個人	事故日：令和6年10月15日 場 所：杉並区和田一丁目	43,283円
		・ごみ収集作業中、清掃車両を後退した際、民家前に止めていた自転車に接触し、破損させた。 (環境部)	令和6年11月27日
5	足立区南花畑 四丁目在住 個人 及び同所在 法人	事故日：令和6年10月10日 場 所：杉並区成田東二丁目	186,047円
		・信号待ちをしている相手方車両に庁有車が追突し、車両の後部を損傷させるとともに、頸部を負傷させた。 (都市整備部)	令和6年11月29日